# まちづくり委員会資料

令和元年第4回定例会 専決処分報告の説明

報告第19号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分 訴えの提起及び和解について

まちづくり局

# 報告 訴えの提起について

# 1 被告 [使用料滞納者、不正入居者]

No.	区 分	被告の氏名	居住の開始	備考	
1	使用料滞納者	* * * *	S 49. 11. 2		
2	不正入居者	** **	S 48. 11. 27 *3	居住の開始は当初の使用許可 により居住を開始した日	

- \*1 使用料等の未払月数 73箇月分及び11箇月分
- \*2 未払の使用料等の額 1,500,490円及び351,574円
- \*3 不正入居者となったのは平成24年11月4日である。

#### 2 市営住宅の明渡しを求める理由等

- ・ 使用料を3箇月分以上滞納し、かつ、市の納付指導にもかかわらず使用料を納付せず、明 渡請求以外に滞納解消が図れないと判断されたため【使用料滞納者】
- ・ 使用者が死亡した後、住宅の承継手続きを行わなかった者【不正入居者】

#### 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した 後において、市営住宅明渡請求書を送付し、直ちに賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡 すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日	
1	H30.11.6	H30. 12. 25	H31. 4. 12	R 1. 7. 12	
2	_	H 30. 12. 25	_	R 1. 7. 12	

#### 訴え提起件数 〔参考〕

平成29年度 27件、平成30年度 20件、令和元年度 2件(7月末現在)

# 報告 和解について

# 1 訴訟上の和解

## (1) 相手方(被告)

No.	区分	被告の氏名	居住の開始
1	使用料滞納者	** **	H15.2.1

- \*1 使用料等の未払月数 15箇月分
- \*2 未払の使用料等の額 1,616,290円
- \*3 本件訴訟は、平成31年3月1日に提起し、令和元年第3回市議会定例会において市長の専決処分として報告したものである。

(本件訴訟の事件番号 平成31年(ワ)第155号)

#### (2) 訴訟上の和解

訴訟継続中に、原告と被告が訴訟上の請求に関して双方の主張を譲歩して、口頭弁論期 日等において、権利関係に関する合意と訴訟終了についての合意をする手続きである。

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

#### (3) 和解内容(要旨)

- ア 被告は、訴状記載の使用料等の滞納分、延滞金、使用料相当損害金について、支払い 義務があることを認める。
- イ 被告は、市営住宅を明け渡す義務があることを認め、令和元年9月末日限り、原告に 対し市営住宅を明け渡す。
- ウ 被告は、令和元年6月末日から9月末日までに支払期限が到来する使用料相当損害金 (毎月114,600円)について、これをそれぞれの期限までに支払う。被告が支払いを1 回でも怠った場合は、被告は原告に対し、前項にかかわらず直ちに市営住宅を明け渡す。
- エ 被告は原告に対し、上記ウの支払い後の残金を、原告と協議の上、支払うものとする。

# (4) 和解理由

- ア すでに明渡訴訟に至っており、居住の継続は認められないが、和解の申入れで被告が 求めているのが、「居住の継続」ではなく「明渡期限の猶予」であったこと。
- イ 明渡期限が令和元年9月末日とされたため、市としては和解により早期解決を図ることが可能となること。
  - (ア) 和解により裁判が終結し、当事者双方が控訴できなくなる。
  - (イ)毎月の支払いを1回でも怠ったときは、その時点において明け渡しとなる。

#### (5) 管轄裁判所

横浜地方裁判所川崎支部

#### (6) 訴訟上の和解の成立件数

平成29年度0件、平成30年度0件、令和元年度1件(7月末現在)

## 2 即決和解

#### (1) 相手方及び和解内容

No.	相手方	未払状況		支 払 計 画		使用料
		未払月数	未払使用料	回数	分割支払月額 [( )内は最終回]	月額
1	** **	8箇月分	360,800 円	14 回	27,000円 (9,800円)	30,700円

# (2) 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、 請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解 を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

# (3) 和解理由

訴訟に至る前の案件において、相手方は、本件市営住宅の使用料を長期間滞納しており、 未払使用料の一括支払が困難であるが、支払計画のとおり分割支払を約束し、居住の継続 を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため

# (4) 管轄裁判所

川崎簡易裁判所

#### (5) 即決和解の成立件数

平成29年度2件、平成30年度2件、令和元年度1件(7月末現在)